

集中対策期間

～国の緊急事態宣言を踏まえ、強い危機感を共有して、集中的に取り組む施策～

期間 令和3年1月16日（土）～ 令和3年2月15日（月）

協力要請のポイント

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ 札幌市内においては、不要不急の外出を控える
 - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
- できる限り同居していない方との飲食は控える
- 札幌市においては、市内全域の接待を伴う飲食店及びすすきの地区の飲食店等について時短要請

一段の感染拡大など、今後の状況によっては更に強い措置を講ずる。
なお、札幌市における対策の緩和については感染状況に応じて段階的に行うが、必要な対策については、道の警戒ステージ3相当以下に下がるまで続ける。

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・札幌市内においては、不要不急の外出を控える
 - ・札幌市との不要不急の往来を控える
 - ・外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避する行動の徹底
 - ・できる限り同居していない方との飲食は控える
 - ・「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
 - ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
 - ・発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
 - ・国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する
- 営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請
 - ・札幌市内における接待を伴う飲食店を午後10時から翌午前5時まで利用しない
 - ・札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域においては、飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【事業者の皆様への要請】

- 札幌市内の接待を伴う飲食店について、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）
- 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域における飲食店等に対し、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）
- 業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）

- 感染リスクを回避できない場合の例
 - 北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉された屋内において人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食など
- 体調が悪い場合の例
 - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

感染拡大防止対策の更なる強化

■感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2参照
- ・感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

■札幌市と連携しすすきの地区における感染防止対策の推進

- ・事業者との勉強会等の実施

■札幌市以外の全道の繁華街における感染拡大防止の取組の推進

- ・振興局における勉強会の開催など

■感染が拡大している地域における療養体制の確保

- ・患者受入医療機関や即応病床数の確保
- ・宿泊療養施設の迅速な確保

■普及啓発等の強化

- ・「集中対策期間」（1/16～2/15）の集中的な啓発広報
- ・感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
- ・「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・札幌市内の多くの人を利用する場所での集中的な広報
- ・繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

1月16日(土)～2月15日(月) (1か月間)

区域	札幌市内	<p>すすきの地区 <u>(南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域)</u></p>
対象施設	<p>○ 接待を伴う飲食店 (風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)</p>	<p>○ <u>飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等(接待を伴う飲食店を除く)</u></p>
要請内容	<p>○ 営業時間の短縮 ⇒営業時間は「午前5時～午後10時」</p> <p>○ 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底</p>	

集団感染への迅速な対応

【別紙2】

【事前準備】

- 振興局ごとの即応体制整備

【発生後】

- 現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- 衛生資器材の確保
- 道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- 厚生労働省クラスター班やDMAT (Disaster Medical Assistance Team) 支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- 全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- 関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- 関係団体等と連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- 市町村保健師による保健所活動への応援
- 感染者の搬送・入院等に関する調整
- 離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- 積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- 医療提供体制のひっ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣